

第101回（令和7年度）草津市障害児（者）自立支援協議会 定例会

と き 令和7年9月19日（金）午前 9:30～

ところ 草津市役所8階 大会議室

I. 全体会（第100回）のアンケート結果

資料1 P2

II. 草津市障害児（者）自立支援協議会

部会等の報告

報告者

(1) 相談支援部会

おひさまはうす 中村

資料2 P3

(2) 子ども支援部会

発達支援センター 倉田

資料3 P4

・障害児相談支援事業所連絡会

・医療的ケア児の会議

・放課後等デイサービス事業所連絡会

・児童発達支援事業所連絡会

課題別懇談会

報告者

(1) 「にも包括」の推進のための検討会

基幹相談支援センター 片岡

資料4 P5

(2) 生活介護事業所における行動障害を

呈する人の支援者懇談会

基幹相談支援センター 片岡

資料5 P6

(3) 移動支援や日中一時支援事業の

実態把握からの検討（懇談会）

基幹相談支援センター 片岡

資料6 P8

(4) グループホーム設置事業者懇談会

*次回開催は、12月～1月頃を予定

報告事項無し

(5) 重心（医療的ケア含む）障害児者

の入浴機会のモニタリング

*3月定例会議にてモニタリング内容報告

報告事項無し

(6) 障害者差別解消支援地域協議会の検討会

障害福祉課 山元

資料7 P10

III. 湖南地域障害児（者）自立支援協議会

報告者

(1) 連携会議（基幹相談支援センター連携会議） 基幹相談支援センター 中村

(2) 進路部会

*10月3日開催予定

報告事項無し

(3) 重症心身障害児者

・医療的ケア児等支援推進チーム

発達支援センター 倉田

資料8 P21

(4) 行動障害支援ネット

基幹相談支援センター 片岡

(5) 作業部会

基幹相談支援センター 片岡

(6) 就労選択支援事業に向けた検討会

トピックにて

IV. トピック

就労選択支援事業について

資料9 P22

講師 働き・暮らし応援センターりらく 河尻様

V. 事業所・活動紹介（パンフレット等の配布）

資料10 P30～

次回の草津市障害児（者）自立支援協議会の日程（令和7年度）

開催日 令和7年 11月14日（金）

時 間 9:30～11:30

場 所 草津市役所 8階大会議室

令和7年7月18日 草津市障害児(者)自立支援協議会(第100回定例会アンケート)
まとめ

*回答数 28名/参加者77名
(内グーグル 6件)

● 所属について（重複回答有）

相談支援事業所(者)	5	福祉サービス事業所(者)	14
保健・医療関係機関	2	教育関係機関	2
就労関係機関		権利擁護関係機関	
当事者団体		関係行政機関	3
その他(相談支援機関)		その他(隣保館)	
その他(無記入)		無記入	2

● 1 前半の報告を受けて協議会の活動を理解できましたか？

1 よく理解できた	2	2 理解できた	13	3 まあまあ	10
4 あまり理解できなかった	2	5 わからなかった	1	無記入	

● 2 本日の後半のトピックの内容についての意見
(テーマ:障害者差別解消支援地域協議会について)

1 よく理解できた	4	2 理解できた	7	3 まあまあ	14
4 あまり理解できなかった	2	5 わからなかった	1	無記入	

● 3 意見

- ・ 行動障害についての研修に参加したいです
- ・ 報告よりも、各課題発生の要因や背景、対策を主とした話を希望します
- ・ 差別の具体的内容とその対応を具体的に知りたいです
- ・ 初めての参加でしたので、わからないことが多すぎて話についていけませんでした。大切なことなので、がんばって知っていきたいです
- ・ 早く終わってよかったです。
- ・ 今後も可能な限りで短い時間の方がありがたい
- ・ 他の事業所との会議のこともあると思いますが、時間を 10:00～12:00 にならないでしょうか
- ・ 資料が多すぎたり、文字が小さかったり分かりづらい
- ・ 文字が小さくて読めない資料があって困りました。もう少し読める大きさにして欲しいです

部会名	相談支援部会 (会 場)草津市立障害者福祉センター	報告者	中村 順子
部会長	中村(おひさまはうす)		
副部会長	石本(はたらこっと)		
構成機関	アザレア、栄寛、大地、ケセラセラ、ディフェンス、はたらこっと、風、ぽアソ、ほっとココ、歩歩、わかたけ、おひさまハウス、風彩、クロスロード、ビパーク、りんくる、草津市発達支援センター、草津市障害福祉課、草津市立障害者福祉センター、基幹相談支援センター		
事務局	草津市基幹相談支援センター(中村・片岡)		
今年度のねらい	●地域課題の共有と検討、情報共有 ●ケース支援に関する課題の解決等を事例を通して検討する。		
回数・開催日時	年間 6 回開催 (開催時間はいずれも 13:30~15:30)		
【第3回】 8月20日(水) ○参加数:21名 ○参加機関数: 12事業所 (機関) ○欠席: 6事業所	【内 容】 前半(13:30~14:30) 【情報提供】 草津市から ●就労系サービスの在宅での利用について見直し ●緊急通報システム事業の案内 ●障害児福祉手当・特別障害者手当の案内 ●日中一時支援事業の利用緩和について ●避難行動要支援者登録制度について 後半(14:30~15:30) ・事例検討 ・事例提供 わかたけ 中原相談員 (事例) 自殺企図、自傷行為のある 17 歳(9 月に 18 歳)の方で、グループホーム利用等希望があるものの、どのようにマネジメントしていけばよいか悩んでおられ、事例提供があった。 ＊卒業後に自殺企図・自傷行為・進学・グループホーム利用・その場合の金銭的な課題などある中、どのあたりからアプローチすべきか・・・検討希望 【課題】 ＊一般相談的な対応が必要な案件が多くなっている上に、支援に繋がらないケースもあることに経営面にも影響があるケース。		

相談員サロン(障害者福祉センターと ZOOM のハイブリット開催)

日 時	参加者	主な内容
【第3回】 7月23日(水) 12:00~ 13:00	7 人	・発達支援センターから、障害児計画相談支援事業所に対し、児童支援事業所等説明会へのブース参加希望を聞き取られた話題。 ・就労選択支援事業の進捗状況等の話題。 ⇒ 9 月の説明会の情報提供
【第4回】 8月28日(木) 12:00~ 13:00	7 人	・就労選択支援事業の進捗状況等の話題。 ・計画相談の依頼を受けるも、一般相談的関りのみで福祉サービスに繋がらないケースの疲労感や経営圧迫についての意見交換など。

令和7年度こども支援部会

◆関係会議

(1) 草津市放課後等デイサービス事業所連絡会

【目的・内容】

市内事業所の横のつながりを深め、質の高いサービス提供を進めるため交流会と研修会を実施

【参加機関】 市内事業所

○情報交換交流会

日程	内容
第3回 (9月12日)	・草津市午前5時間制草津プランについて学校教育課より説明 ・放課後等デイサービス事業所説明会の打ち合わせ

○研修検討会議・研修会

日程	内容
第2回研修会 10月20日 (予定)	・湖南圏域行動障害ネットの研修会（強度行動障害について） 放課後等デイサービス事業所や生活介護事業所も参加予定。

(2) 医療的ケア児等支援推進協議会

【目的・内容】

医療的ケアに必要なこども等への支援について、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携を推進するため開催

【参加機関】

滋賀県障害者自立支援協議会、訪問看護ステーション、滋賀県重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センターこあゆ、放課後等デイサービス事業所、基幹相談支援センター、草津保健所、市関係課（幼児課、児童生徒支援課、障害福祉課、発達支援センター）

日程	内容
第1回 (9月2日)	・医療的ケア児等コーディネーターの活動報告 ・今後の取り組みについて 保健部門（子育て相談センター）との連携強化、市内小中学校への医療的ケア児等コーディネーターの周知等

研修会のご案内

『精神障害のある方の支援を考えよう』

草津市障害児（者）自立支援協議会「にも包括」の推進のための検討会では、令和6年度、市内の相談支援専門員の皆様にご協力いただき「精神障害者支援に関するアンケート調査」を行いました。その結果から、精神障害者の支援での課題が見えてきました。今年度、このアンケート調査結果をもとに、相談支援専門員や精神保健福祉分野に関わる方たちと支援について考える機会となるよう研修を企画いたしました。精神障害のある方の理解を深め、それぞれの支援に繋がるアイデアを皆で出しあってみませんか。

本研修は、相談支援専門員を対象とした内容となりますが、精神保健福祉分野に関わる自立支援協議会の構成機関の皆様のご参加をお待ちしております。

開催日：令和7年11月5日（水）

時 間：10:00～12:00

場 所：南部合同庁舎 4階 大会議室

対象者：相談支援専門員と精神福祉分野に携わるかた

内 容：1. 開会挨拶

2. 講義 滋賀県南部健康福祉事務所（草津保健所）
地域保健福祉係 主任保健師 北森 紗也香様
「圏域に住む精神障害者の状況について」

3. グループワーク

4. 事例発表 地域生活支援センター風 所長 田中 好美様

5. 総評 滋賀県南部健康福祉事務所（草津保健所）
地域保健福祉係 主任保健師 北森 紗也香様

6. 閉会 アンケート記載後、解散

定 員：会場設営の都合上、50名定員といたします。

受講希望者多数の場合、相談支援専門員の方を優先にご案内させていただきます

募集期間： 本日～9月30日まで

主 催：草津市障害児（者）自立支援協議会

課題別懇談会 「にも包括」の推進のための検討会

申し込みは、FAX・Eメールで 草津市障害児（者）自立支援協議会事務局 草津市基幹相談支援センターまで

FAX 077-569-0354

Eメール：kusatsu-kan@snow.ocn.ne.jp

《申し込み票》

11月5日（水） 研修会に参加します 参加人数 _____ 名

所属事業所名 _____ 連絡先 _____

氏 名 _____ 職種 _____

氏 名 _____ 職種 _____

湖南地域行動障害支援ネット学習会 12 のご案内



がくしゅうかい 12

行動障害って何？

どんな支援をすればいいの？

みんなで学んでみませんか？

初めての人でも
分かりやすいよ
参加してね！



内 容 行動障害の理解

講 師 滋賀県発達障害者支援センター 副所長 桜井 弥生氏

日 時 2025年10月20日(月)10時～12時

会 場 南部合同庁舎 別館(南部健康福祉事務所) 3階 大会議室
(滋賀県草津市草津 3丁目 14-75)

対 象 草津市・守山市・栗東市・野洲市自立支援協議会構成機関のみなさま

申込方法は…

① QRコード読み取り、②URLをクリック、③FAX送信

申込用 QR コード

のいずれかでお願いいたします。

《URL》 <https://forms.gle/RcnNxxth5DfyDrT78>



申込み・お問合せ先

湖南地域行動障害支援ネット事務局

守山・栗東障害者相談支援センターみらいく

TEL 077-584-5900

日野・木原まで

FAX 077-584-5876

《主催》 湖南地域行動障害支援ネット / 湖南地域障害児(者)自立支援協議会



湖南地域行動障害支援ネット 学習会12
2025年10月20日(月) 10時~12時

がくしゅうかい 12 参加申込書

事業所・支援機関名	
連絡先 電話	
FAX	
メールアドレス	
参加者の氏名	
学習会で 聞きたい内容 質問したいこと	

申込み締め切り 10月10日(金)

申し込み先 FAX 077-584-5876

このままお送りください

湖南地域行動障害支援ネット事務局
守山・栗東障害者相談支援センターみらいく

日野・木原宛



草津市長
橋川 渉 様

草津市障害児(者)自立支援協議会
課題別懇談会
移動支援や日中一時支援事業の実態を把握からの検討(懇談会)

日中一時支援実態把握アンケートからみえる
地域生活支援日中一時支援事業への提言書

移動支援や日中一時支援事業の実態を把握からの検討(懇談会)では、草津市地域生活支援事業日中一時支援登録事業所として支援上抱えている課題を事業所間で共有し、集約することができました。
今回それをもとに以下のように提言いたします。

- 1 日中一時支援事業実施要綱の改正と報酬の見直し、草津市障害福祉サービス事業所家賃補助金交付要綱の対象事業所見直し改正か新たな家賃補助制度創設が必要である。
 - ・地域生活支援日中一時支援事業要綱は、平成29年4月1日以降見直しがされていない。
国事業は3年・2年ごとと定期的な見直しが定まっている。地域生活支援事業においても3年ごとに行われる障害福祉サービス報酬改正に合わせて、要綱や報酬の見直しと草津市障害福祉サービス事業所家賃補助金交付要綱の対象事業所見直し改正か新たな家賃補助制度創設が必要である。
- 2 地域生活支援事業にもコーディネート機能体制が必要である。
 - ・草津市に住む障害のある方が、地域生活支援事業の目的に沿った適切な支援を受け、地域資源を活用しながら、いきいきと地域生活が送ることができるよう地域生活支援事業にもコーディネート機能体制の創設が必要である。
- 3 障害のある方が、日中一時支援事業所以外にもアフター5を過ごせる場所が必要である。
 - ・家族の就労支援や休息、障害者の活動の場の確保、活動見守りの場として日中一時支援事業利用が進んでいるが、障害のある方のアフター5を過ごせる場所作りの検討が必要である。

以上

日中一時支援事業所懇談会における課題のまとめ

1) 草津市日中一時支援事業の報酬が低くて困っている。

- ・日中一時支援 16 時～2 時間支援を行い終業 19 時とした場合、支援員は 3 時間勤務となる。

日中一時支援事業 2 時間未満利用時間 2500 円の報酬に対して、3 時間分の人件費がかかる。それ以外にも運営費・水光熱費等支出がある中で物価高騰が止らず、事業所運営には厳しい状況がある中での支援になっている。

今年度の滋賀県最低賃金は、1017 円であるが、来年度最低賃金を全国平均 1112 円に改正された場合、人件費捻出さえも難しい状況が起き、日中一時支援事業継続が難しい経営状況に陥ることが予測されることから、早期に報酬の見直しが必要と考える。

まずは、2 時間未満の報酬を 5000 円に、2 時間以上の報酬に関しても見直しを期待する。

- ・日中一時支援事業所の大半は、障害福祉サービス生活介護・就労継続支援 B 型事業所が併設されているが、単独事業として運営されている事業所もある。

その事業所では、5 名程度の方が 3 時間程度、送迎も含めて支援をされている。併設事業と単独事業と区別された報酬体制や加算制度が必要ではないか。また、事業所を賃貸物件で運営されているため、月々の固定費（家賃他）の捻出が難しい状況がある。

草津市には草津市障害福祉サービス事業所家賃補助金交付要綱があるが、地域生活支援事業所は対象外となっている。単独事業運営されている事業所に対して、安定運営のための家賃補助金交付要綱の見直し改正か新たな家賃補助制度の創設が必要である。

他市をみると大津市に「大津市社会的事業所等用地等賃貸料補助金交付要綱」があり、社会的事業所が賃貸している土地や建物への補助金交付制度が整っている。このような制度があることは、社会的事業所として単独事業として運営頂ける事業所が増えることにつながり、利用者にとっては、地域での居場所が増え、余暇の充実が進むことになる。

- ・地域生活支援事業運営について、草津市は委託事業所任せとなっている面があり、不登校や引きこもりのある家庭への支援などニーズに沿った現状把握が必要になっているにもかかわらず、地域生活支援事業要綱は、平成 29 年 4 月 1 日以降改正されていない。医療福祉・介護の国事業は 3 年・2 年毎と定期的な見直しが定まっている。草津市地域生活支援事業においても、3 年毎に行われる障害福祉サービス報酬改正に準じて、要綱や報酬の見直しを行う必要があるだろう。

2) 地域生活支援事業において利用者と事業所とをつなぐコーディネート機能があるとよい。

地域生活支援事業においては、相談支援専門員によるコーディネート機能は薄い状況がある。

相談支援事業（一般相談・特定相談）利用の有無もあり、地域生活支援事業の評価、課題抽出や実態把握が難しい現状がある。支援内容については、委託事業所が要綱の目的に沿って適正実施されている反面、各事業所で様々な課題を抱えながらも支援継続をされている。個々の利用者ごと支援過程の上でも関係者間連携の必要制は感じているが、連携の困難さが課題になっている。

草津市に住む障害のある方が、地域生活支援事業の目的に沿った適切な支援を受け、地域資源を活用しながら、いきいきと地域生活を送ることができるよう地域と利用者・支援者をつなぐコーディネート機能体制の整備が必要であろう。コーディネート機能により支援連携や地域資源創生につながることが期待されることから、その活動に伴う報酬等の検討もすべきである。

3) 日中一時支援事業所以外にも余暇活動ができる場が充実するとよい。

家族の就労支援や休息、障害者の活動の場の確保、活動見守りの場として利用が進んでいるが、障害のある方のアフター 5 を楽しむ場所が日中一時支援事業所以外にも多数あることが、豊かな社会参加につながると考える。障害のある方が、自分らしく余暇活動が楽しめる社会資源の開発整備が必要である。地域活動支援センターや専門機関の交流スペースの活用など、障害のあるご本人が、自己選択・自己決定で社会参加につながる資源開発が望まれる。

以上

障害者差別解消支援地域協議会における 取り組み内容について

障害者差別解消支援地域協議会の期待される役割①

◎想定される主な所掌事務

障害者差別解消法では、障害者差別に関する相談や、相談事例を踏まえた障害者差別解消の取組を効果的かつ円滑に行うために地域協議会を開催することとされているものの、具体的な所掌事務については法律上の明確な定めはなく、地域の実情に応じてそれぞれ判断することとなります。

想定される地域協議会の主な所掌事務は、次のとおりです。

①複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有	障害者差別と思われる相談については、単一の機関では対応が困難な場合、地域協議会で事案をケーススタディとして共有し、今後、同様の事案が発生した際に迅速かつ的確な対応ができるよう話し合いを行います。
②関係機関等が対応した相談に係る事例の共有	関係機関等が対応した相談事例に関する情報について共有することで、地域協議会を構成する機関等が障害者差別の解消に関する共通認識を持つことにつながり、地域全体の相談対応力の向上につながるものと考えられます。
③障害者差別に関する相談体制の整備	障害者差別に関する相談へ対応することが想定される窓口の洗い出しや、共通の情報記入シートを作成、事案の解決を目指す際の相談フローの検討が考えられます。
④障害者差別の解消に資する取組の共有・分析	合理的配慮の事例を収集し、地域協議会の中で共有するとともに、実施に向けたポイントを評価・分析し、多くの機関等で良い取組がされるよう事例集の作成について話し合いを持つことが考えられます。
⑤構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し	地域協議会での意見交換の段階から、合理的配慮の考え方や過重な負担の判断基準、蓄積・共有した事例等を踏まえた解決方法をアドバイスすることで、権限を有する機関が行う紛争解決の後押しを行うことが考えられます。

障害者差別解消支援地域協議会の期待される役割②

⑥障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発	障害者に対する誤解や偏見、無理解、合理的配慮に関する情報不足が引き金となって発生する障害者差別を解消していくためには、障害者差別解消法の周知はもちろんのこと、障害特性を理解するための研修・啓発や、④で取り上げた障害者差別の解消に資する取組に係る事例の発信なども重要です。
⑦個別の相談事案に対する対応	複数の機関にまたがる内容の相談など、地域協議会を活用しなければ解決が困難と考えられる事案等について、地域協議会場で解決に向けた話し合いを行うことが考えられます。 ※ 個別の相談事案を取り扱う場合は、個人情報の保護にも留意する必要があります。 このほか、必要に応じ、対応状況について相談者に情報提供することも重要です(この場合、相談の受付から事案の終結までの相談フローがあると説明しやすくなります。)
⑧その他	障害者差別解消の取組そのものではありませんが、関連する取組を地域協議会で併せて実施することで相乗効果を期待することもできます。

「障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営等に関するガイドライン」 平成29年5月 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

障害者差別解消支援地域協議会における 所掌事務について

(13) 所掌する事務

図表 12 地域協議会において所掌する事務（実績は不問）

選択肢	計		都道府県		指定都市		中核市等		一般市		町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事業の共有	704	62%	35	74%	16	80%	45	58%	324	62%	284	60%
関係機関等が対応した相談に係る事例の共有	996	88%	44	94%	20	100%	75	96%	458	88%	399	85%
障害者差別に関する相談体制の整備	754	66%	28	60%	14	70%	52	67%	341	66%	319	68%
障害者差別の解消に資する取組の共有・分析	931	82%	44	94%	18	90%	74	95%	425	82%	370	78%
構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し	434	38%	19	40%	6	30%	27	35%	200	39%	182	39%
障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発	863	76%	34	72%	18	90%	59	76%	408	79%	344	73%
個別の相談事案に対する対応（紛争解決を含む）	609	54%	16	34%	7	35%	33	42%	265	51%	288	61%
その他	224	20%	11	23%	3	15%	22	28%	107	21%	81	17%
（母数）	1,136	100%	47	100%	20	100%	78	100%	519	100%	472	100%

※「（１）設置状況」の設問で、「設置済み」と回答した自治体のみ調査。

※「その他」に関しては、「障害者計画の策定に関すること」、「自立支援協議会の実施・取組状況」、「地域における障害者差別解消等のためのネットワーク強化」等の回答があった。

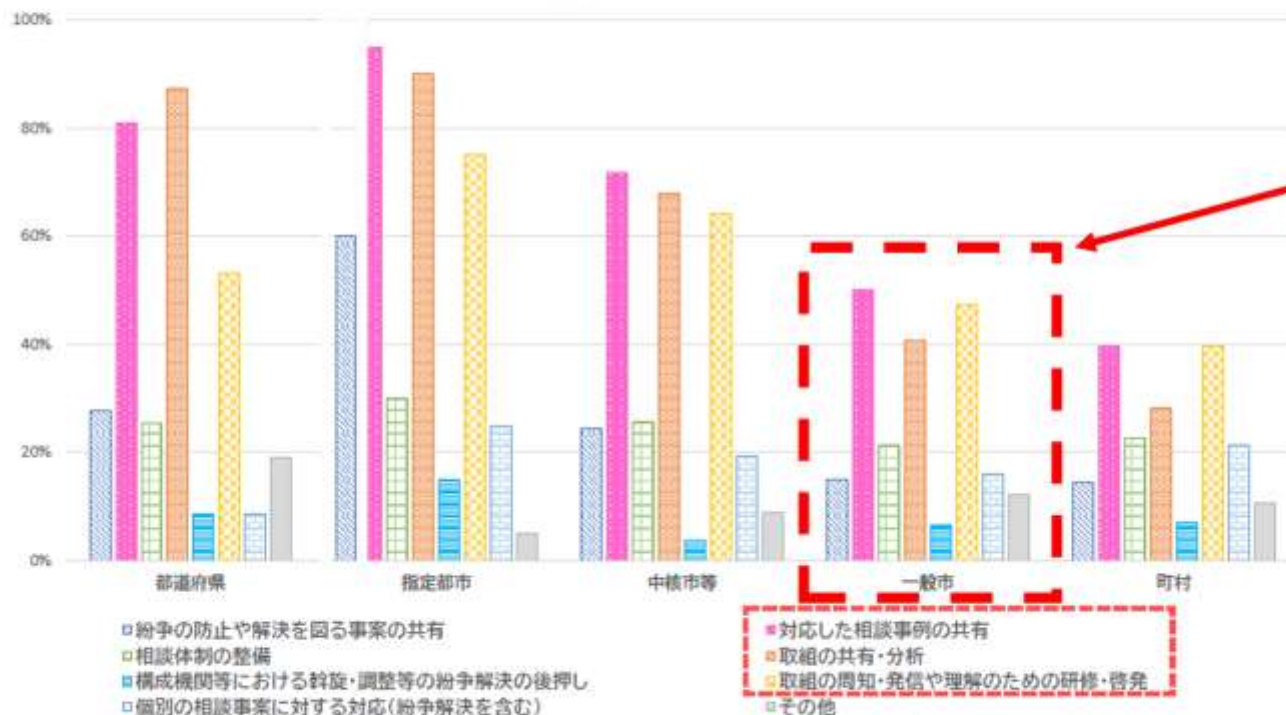
※複数回答可（各割合の合計は必ずしも100%と一致しない）。

「障害者差別の解消の推進に関する地方公共団体の取組状況調査」令和6年3月 内閣府障害者施策担当

地域協議会で実施した実績のある事務

- 対応した相談事例の共有や障害者差別解消に資する取組の共有・分析、差別解消の取組の周知・発信、研修・啓発が行われている。
- 指定都市においては、複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有がなされることも多い。

令和5年度に実施した事務



全国の事例や、実績では、障害者差別解消支援地域協議会の期待される役割②、④、⑥について取り組まれているケースが多い。一方、紛争解決にかかる①、⑦については、取り組まれているケースは少ない。

令和7年度「障害者差別解消支援地域協議会に係る体制整備・強化及び相談対応力向上ブロック研修会」資料
「障害者差別解消に向けた取組」 令和7年7月 内閣府政策統括官（共生・共助担当）付 障害者施策担当

草津市の障害者差別解消支援地域協議会 における取り組み内容について

所 掌 事 務 内 容

複数の機関等によって紛争の
防止や解決を図る事案の共有

取 組 の 有 無 と そ の 理 由



紛争解決については、市やアドボケート等が中心に対応し、どうしても解決が難しい案件や紛争に発展する案件については、滋賀県が対応することとなっている。
現在、紛争防止、紛争に至るまでの事案の解決にかかる取組については、各機関が果たしていると考えられる。これらの、事案を共有することは、障害者差別に関する対応力向上が期待出来る。

関係機関等が対応した相談に
係る事例の共有



相談の「たらい回し」を防ぎ、関係機関等で共有・蓄積した相談に係る事例等を踏まえて、地域として障害者差別に関する相談の対応力向上が期待出来る。
また、相談に係る事案について関係者間で意見交換することにより、障害者差別解消に向けた認識や望ましい対応の在り方などに関する情報の共有を図ることが出来る。

障害者差別に関する相談体制
の整備



相談の流れや、他機関に案件をつなぐ必要が生じたときにも、最低限、聞き取りを行う項目や、フローチャートを決めておくことは、相談の「たらい回し」を防ぐことに大きな役割を果たすとともに、関係機関等、地域として障害者差別に関する相談の対応力向上が期待出来る。

障害者差別の解消に資する
取組の共有・分析



合理的配慮の事例の共有・蓄積が進むことにより、地域の合理的配慮の求めに対する対応力の向上が期待出来る。
また、関係者間で意見交換することにより、望ましい対応の在り方などに関する情報の共有を図ることが出来る。

所 掌 事 務 内 容

取 組 の 有 無 と そ の 理 由

構成機関等における斡旋・調整等による紛争解決の後押し

×

紛争解決については、市やアドボケート等が中心に対応し、どうしても解決が難しい案件や紛争に発展する案件については、既に斡旋、調整の機能を有する滋賀県が対応することとなっている。この役割を果たすには専門的知見も必要と考えられ、協議会として担うのは難しいと考えられる。また、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の見直しが現在行われており、紛争解決の実効性の確保もポイントとされている。

障害者差別解消に資する取組の周知・発信や研修・啓発

○

従来から、家族会や事業所、市としても合理的配慮にかかる周知啓発や研修・啓発に取り組んでおり、既に実施している。
従来の活動も行いながら、更なる周知・発信に取り組むことで、地域としての障害者差別解消の取組に資するものと考えられる。

個別の相談事案に対する対応

×

個別の相談事案については、市やアドボケート等が中心に対応し、どうしても解決が難しい案件や紛争に発展する案件については、障害者差別解消相談員を配置している滋賀県が対応することとなっている。役割を果たすには専門的知見や、即時対応する必要性も想定されることから、協議会として担うのは難しいと考えられる。

その他

×

まずは、「障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営等に関するガイドライン」などに記載される、障害者差別解消支援地域協議会の所掌事務で取り組みを行い、必要に応じて、見直していくべきであると考えられる。

県内の設置状況について

大津市	彦根市	甲賀市	湖南市	高島市	米原市	長浜市	日野町		
○	○	○	○	○	○	○	○		
近江八幡市	野洲市	守山市	栗東市	東近江市	竜王町	愛荘町	豊郷町	甲良町	多賀町
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

○：設置済み

×：未設置

検討会メンバーについて

団体名。	氏 名。
特定非営利活動法人 草津手をつなぐ育成会。	中島 由里子。
草津市精神障害者家族会ひまわりの会。	吉村 潤子。
草津市身体障害者更生会。	福谷 義嗣。
草津市肢体不自由児者父母の会。	田村 裕子。
ハローワーク草津（草津公共職業安定所）。	渡邊 優。
発達支援センター。	倉田 朋良。
児童生徒支援課。	葛本 圭佑。
草津養護学校。	西川 栄一郎。
草津市民生委員児童委員協議会。	太田 英二。
特定非営利活動法人 草津市中心身障害児者連絡協議会。 ほっとココ。	涌井 康貴。
社会福祉法人 草津市社会福祉協議会。	伊藤 美紗都。
南部健康福祉事務所。	松村 温子。
特定非営利活動法人 成年後見センターもだま。	濱口 裕美。

事務局

障害福祉課。	山元 友晶。 中島 惇之介。
草津市基幹相談支援センター。	中村 宗寛。 片岡 尚子。

湖南地域障害児（者）自立支援協議会 重度障害者部会
重症心身障害児者・医療的ケア児等支援推進チーム

【目的・内容】

重症心身障害児者・医療的ケア児等が住みなれた地域で健やかに成長発達できるための効果的な取り組みを検討し、支援を推進するため支援推進チームを設置する。

【参加機関】（事務局：重症児者相談支援センターびわりん、湖南4市障害福祉課、草津市発達支援センター、草津保健所） チーム会議には事務局に加えて訪問看護ステーション「オリーブ」、「ちょこれーと。」、「かたつむり」、障害福祉サービス事業所アシストNico ぱせり、通所支援事業所 YELL、草津養護学校、野洲養護学校

日程	内容
第2回 事務局会議 (8月6日)	○医療的ケア児の通学に係る保護者支援事業の拡充案について ・特別支援学校に加えて市内の小中学校に通う児童生徒についても対象にできないか検討。 ○医療的ケア児等総合支援事業を活用した他市の取り組みについて ・医療的ケア児の外出支援や家族のレスパイトのため、同事業を活用した他市の事業について情報共有 ○シンポジウムの開催について ・重症心身障害児者・医療的ケア児等支援推進チームの取り組みの報告 ・通学支援等のテーマについてパネルディスカッションの実施について検討

湖南地域障害児・者自立支援協議会
就労選択支援事業に向けた検討会



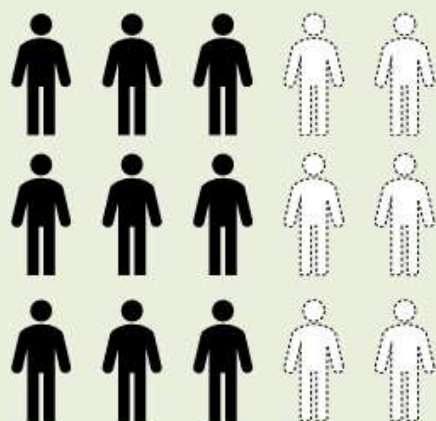
就労選択支援事業について



検討会事務局
働き・暮らし応援センター

障がいのある人の働き方の**広がり**と**福祉サービスの充実**

労働力不足



障害者雇用の拡大



就労系サービスの充実



人口減少による労働者不足、障害者雇用率の引き上げなどから
広がる障害者雇用、就労系サービス事業所の多様化と事業所数
の増加。障がいのある人の働く選択肢（可能性）がどんどん広
がっています！

就労選択支援事業とは(わかりやすく表現すると)

障がいのある人の『働く』が社会で広がっています。一般企業で働く人、就労系サービス(就労移行やA型、B型)を利用して一般就職を目指したり、その就労系サービス事業所で働いたり…。
社会の理解や資源が充実することで選択肢が広がってきているということはとても素敵なことですが、「**自分にとって必要な情報を得て、自分に合った働き方を見つけることができるか? 選択することができるか?**」「**就労系サービスの利用も考えているが、自分に合ったサービスは?**」、そういったことを応援するために事業化されるのが就労選択支援事業だと捉えています



就労系福祉サービス		
就労移行	継続A型	継続B型
一般就労に向けた支援		
ハローワーク	職業センター	ナカポツ
その他		
適切な支援やサービスに繋がっていく		

就労選択支援の創設

概 要

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）※を創設する。

法の条文

第五条（略）

13 この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして主務省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の主務省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

※施行期日は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

現状・課題

- 就労系障害福祉サービスの利用を希望する障害者の就労能力や適性を客観的に評価し、それを本人の就労に関する選択や具体的な支援内容に活用する手法等が確立されていないため、障害者の就労能力や一般就労の可能性について、障害者本人や障害者を支援する者が十分に把握できておらず、適切なサービス等に繋がられていない。
- 一旦、就労継続支援A型・B型の利用が始まると、固定されてしまいやすい。
- 本人の立場に立ち、次のステップを促す支援者がいるかどうかで、職業生活、人生が大きく左右される。

就労選択支援の対象者について

○ 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

就労選択支援の施行に伴い、就労継続支援 B 型は、令和 7 年 10 月より、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となることから、新たに就労継続支援 B 型を利用する意向がある場合は、就労選択支援を予め利用すること。（なお、50 歳に達している者や障害基礎年金 1 級受給者、就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者等については、就労選択支援事業者によるアセスメントを行うことなく、就労継続支援 B 型の利用が可能。）

ただし、

- ・最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所がない場合
 - ・利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合
- は、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経た就労継続支援 B 型の利用を認める。

※以下に記載する対象者は、障害者本人の希望に応じて就労選択支援を利用することができる。

- ・新たに就労継続支援 A 型や就労移行支援を利用する意向がある障害者
- ・就労経験がある者（年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者に限る。）、50 歳に達している者、障害基礎年金 1 級受給者のいずれかであって、新たに就労継続支援 B 型を利用する意向がある障害者
- ・既に就労移行支援又は就労継続支援を利用しており、支給決定の更新等の意向がある障害者

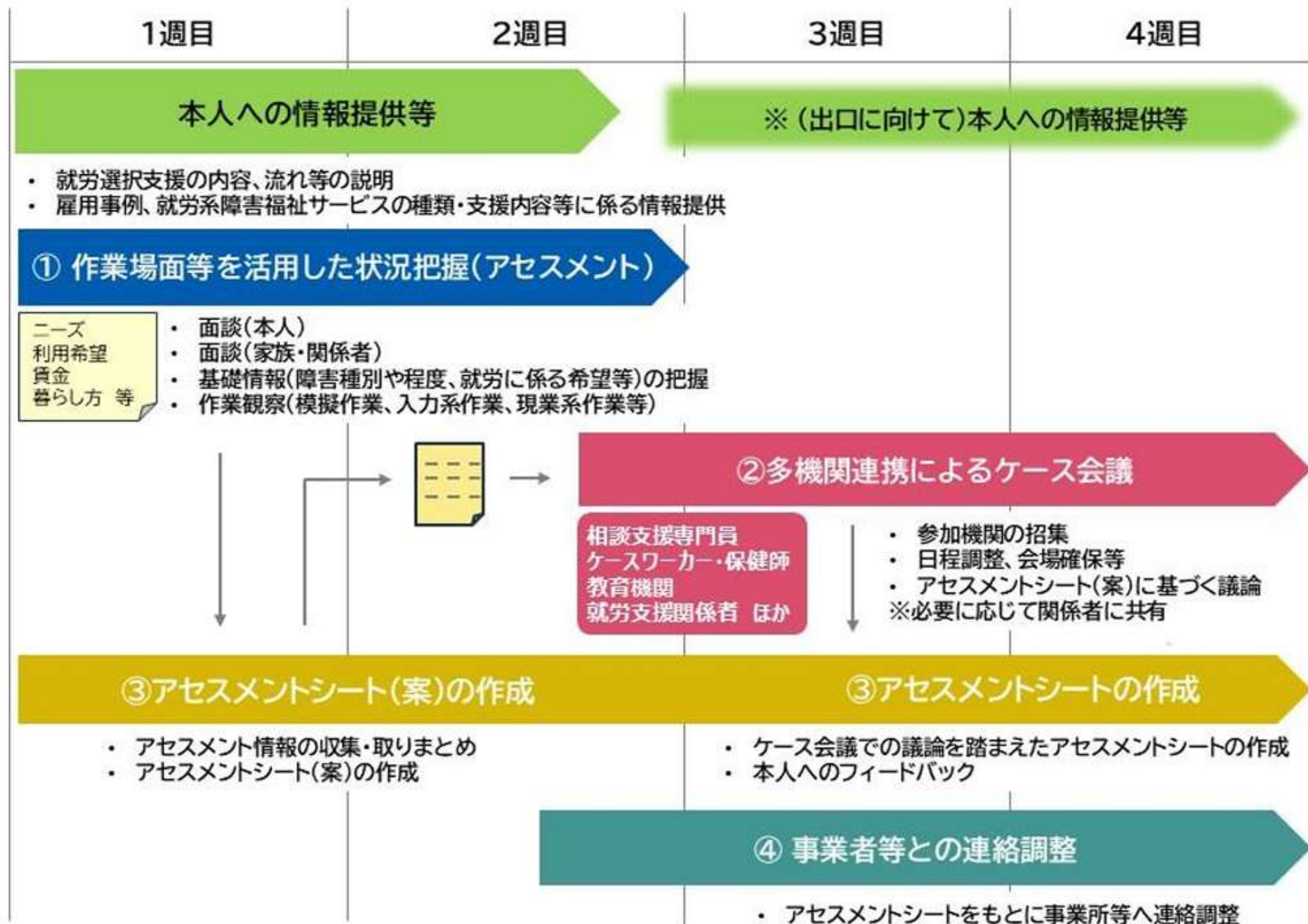
就労選択支援事業所においては、利用者に対して、就労に必要な知識や能力の向上に資する事業所等を適切に情報提供できるよう、日頃から地域の社会資源等に関する情報収集に努めるとともに、利用者の希望や能力、適性等に応じた事業所等を見極めて情報提供すること。

サービス類型		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、 支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援 B 型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和 7 年 10 月から原則利用	希望に応じて利用
	・ 50 歳に達している者又は障害基礎年金 1 級受給者 ・ 就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援 A 型		令和 9 年 4 月から原則利用	令和 9 年 4 月から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新を希望する者
就労移行支援		希望に応じて利用	

厚生労働省資料引用

就労選択支援サービスの流れ（標準1か月イメージ）

～ 本人との協同を通じて本人の意思決定を支援する ～



アセスメントシートの活用

障害福祉サービス利用

★個別支援計画
★サービス等利用計画

一般就労に向けた支援

職業指導等を実施
アセスメント結果を踏まえて

厚生労働省資料引用

就労選択支援事業に向けた検討会

検討会

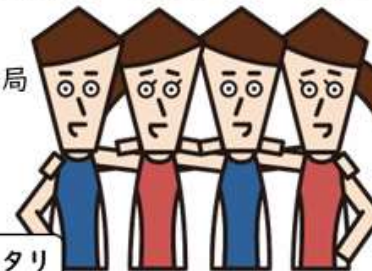
令和6年7月からスタート

令和7年10月より新たに始まる新サービス『就労選択支援事業』。国の示す事業の方向性を関係機関において共有し、湖南福祉圏域のこれまでの経過・実態を踏まえながら、今後こういったことに取り組む必要があるかを検討、新サービス開始に向けて体制整備を図っていく場

<構成機関>

4市障害福祉課(草津市・守山市・栗東市・野洲市)・4市基幹相談支援センター・4市委託相談支援事業所・特別支援学校・ハローワーク・就労移行支援事業所(現行の就労アセスメント実施事業所)・南部健康福祉事務所・湖南地域障害者就業・生活支援センター(働き・暮らし応援センター)
オブザーバー:滋賀県障害福祉課
滋賀県障害者自立支援協議会事務局

「検討会の進め方」



第1回目 R6/7/18

↓ 新制度の概要共有・今後の検討会について

第2回目 R6/9/18

↓ 学生就労アセスメント振り返り

第3回目 R6/11/7

↓ 成人就労アセスメント振り返り

第4回目 R7/1/29

↓ 今後の進め方について(WG発足)

第5回目 R7/4/23

↓ 制度情報共有・WG進捗共有

第6回目 R7/7/15

↓ WG進捗共有・今後の検討会について

第7回目 R7/9/3

これまでの検討会のまとめ

ワーキンググループ

令和7年1月からスタート

湖南福祉圏域において統一したサービスの提供を目指し2つのワーキンググループを発足、各グループごとにサービスのあり方について具体的な検討を図っていく

ワーキンググループ①

アセスメント手法構築

メンバー 就労アセス実施事業所(7事業所)、特別支援学校、働き・暮らし応援センター

検討内容

①情報提供ツールの作成②共通アセスメントキットの作成③共通アセスメントシートの作成④アセスメント手法(4体系の構築)

(開催状況)

第1回目(R7/1/16)
第2回目(R7/2/19)
第3回目(R7/3/27)
第4回目(R7/4/25)
第5回目(R7/5/21)
第6回目(R7/6/20)
第7回目(R7/8/5)
第8回目(R7/8/21)

ワーキンググループ②

プロセス構築

メンバー 4市行政、4市基幹・委託相談、特別支援学校、働き・暮らし応援センター

検討内容

①就労選択の在り方②プロセスの統一化③対象者の統一化④セルフプランへの対応⑤制度周知について⑥事業指定評価についてなど

(開催状況)

第1回目(R7/1/21)
第2回目(R7/3/4)
第3回目(R7/3/26)
第4回目(R7/4/30)
第5回目(R7/5/28)
第6回目(R7/6/23)
第7回目(R7/7/29)
第8回目(R7/8/27)

取り組み内容

検討会

ワーキンググループ① (アセス手法)

構成メンバー

就労アセス実施事業所(7事業所)、特別支援学校、働き・暮らし応援センター

ワーキンググループ② (プロセス)

構成メンバー

4市行政、4市基幹・委託相談、特別支援学校、働き・暮らし応援センター

- | | |
|-----------|--|
| 情報提供 | 地域資源や雇用事例などの共通ワークブック |
| 作業キット | 共通で使用する作業キット(5種目) |
| アセスメントシート | 共通で使用するアセスメントシート |
| 手法 | 4手法(通所・施設出張・学校出張・家庭訪問) |
| 周知 | 地域版マニュアル |
| プロセス | 各機関の役割整理 |
| 対象者 | 学生2年、就労困難の定義と様式 |
| 利用者への周知 | 利用者向けチラシ |
| セルフプラン | 指定特定が見つからない場合は市と委託セルフプランの様式 |
| 地域評価 | 指定権者の方向性確認
地域評価の評価基準 |
| その他 | 就労選択支援事業所の勉強会
制度に関する一次的窓口
事業者のモニタリング |



<ワークブック>

圏域で
説明会開催します！



<共通キット>

<アセスメントシート>



<利用者向けリーフレット>



ふくふく相談会

市内在住の障害者やそのご家族などからの
相談に応じています。どうぞお気軽にお越しください。

参加無料
予約不要



生活で困ったことがあるけど
どこに言えばいいの？



聞いてほしい悩みや
心配事がある



障害福祉サービスなど
必要な情報がほしい

□草津市役所障害福祉課や草津市の障害者相談員等が
お話を伺います。



【草津市立市民交流プラザ】

フェリエ南草津

R7

10/8

水曜日

🕒 11:00~12:00

会場:5階 会議室1

【草津市立市民総合交流センター】

キラリエ草津

R7

11/19

水曜日

🕒 11:00~12:00

会場:3階 303会議室

【草津市役所】

R7

12/10

水曜日

🕒 11:00~12:00

会場:2階 特大会議室

【常盤まちづくりセンター】

R8

1/21

水曜日

🕒 11:00~12:00

会場:1階 研修室

❖ 熱のある方や体調のすぐれない方は、参加をご遠慮ください。

主催：特定非営利活動法人 草津市心身障害児者連絡協議会

協力団体：草津市社会福祉協議会、草津市民生委員児童委員協議会

NPO法人草津手をつなぐ育成会、草津市肢体不自由児者父母の会、草津市精神障害者家族会ひまわりの会

【お問い合わせ】草津市立障害者福祉センター 077-569-0351

草津市健康福祉部障害福祉課 077-561-2363

～ 各会場詳細 ～

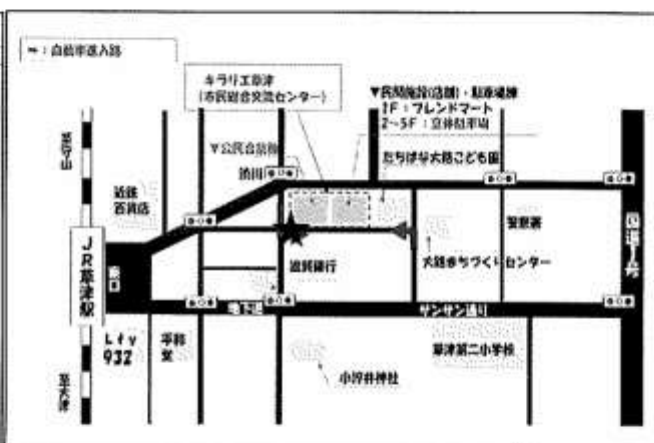
令和7年10月8日(水) 11:00～12:00

〒525-0059 草津市野路一丁目15-5
草津市立市民交流プラザ(フェリエ南草津)5階



令和7年11月19日(水) 11:00～12:00

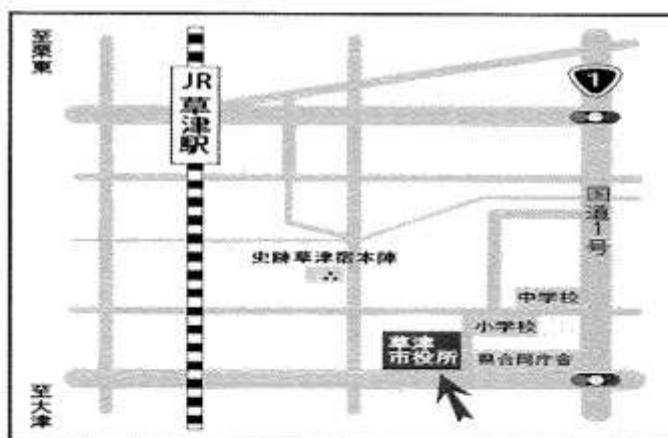
〒525-0032 草津市大路二丁目1-35
草津市立市民総合交流センター(キラリエ草津)3階



※駐車場には限りがございますので、予めご了承ください

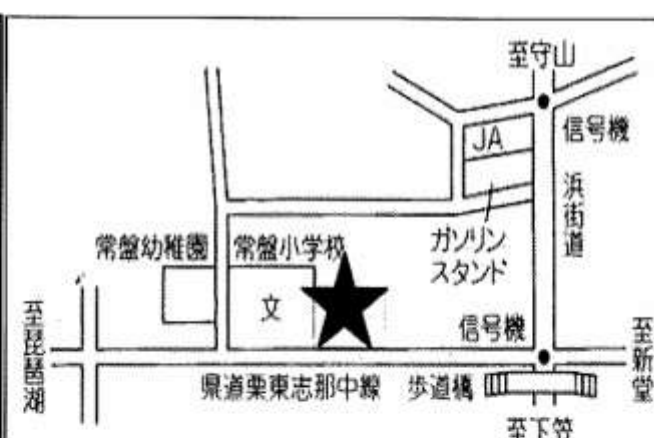
令和7年12月10日(水) 11:00～12:00

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号
草津市役所 2階



令和8年1月21日(水) 11:00～12:00

〒525-0006 草津市志那中町111-1
常盤まちづくりセンター1階



※駐車場には限りがございますので、予めご了承ください

各会場にて皆さまのお越しをお待ちしております。

くれぐれもお気を付けて会場までお越しください。

入場無料

【今年はひと味違う！万博のような！】

📍 コミュニティーセンターなかさと (受付開始 10:30~)

【コミュニティセンターなかさと】は
こちらです！！

キッチンカー

11:10～
売り切れ次第終了

今年は4台のキッチンカーが来ます
甘いクレープから中華屋台の焼きそばまで
楽しめます。



作品展

11:10～

作業療法や趣味の時間に作成された
皆さんの素晴らしい作品を
ご覧ください！

お菓子販売

11:10～
売り切れ
次第終了

みいちゃんのお菓子工房と
ポプリンのお菓子を
販売します。



出演ステージ

12:00～

OXクイズや歌、最後には
ズンバを一緒に踊りましょう♪



楽しいイベントが盛り沢山

【物づくり】11:10～

折り紙教室、アロマ→各種受付にてご予約ください。

【明日カフェ】11:10～

生豆から炒った珈琲をぜひご賞味ください！

【マインドフルネス&メタバース】11:00～

心を整えるセルフケアの1つ、心の安定や気づきに繋がります。
みいちゃんのお菓子工房の杉之原さんが来て下さいます。
現実世界ではできないことができるという体験を知りたい方に
楽しい体験を通して伝えます



送迎について

野洲駅からの送迎が
ありますのでご利用下さい。
10:30野洲駅北口ロータリー出
発。イベント終了後に野洲
駅まで送迎あり。

お問い合わせ先

地域生活支援センター風
担当：田中

☎077-589-8784

草津市福祉教養大学に代わって 第1回福祉講座開幕！

～これからの福祉をどう捉えるのか～



草津市社協70周年記念事業とコラボ！



第1講座目 「支え合いの地域づくりを共に
～誰もが心温かく支え合い住み続けたい草津市を目指して～」

9月27日(土) 14:30～16:30 (受付14:00～)

講師：公益財団法人さわやか福祉財団
理事長 清水 肇子さん

草津市社協70周年の活動の軌跡・意味

参加費：無料

内容：国の動向や社会情勢を踏まえ、地域福祉活動の大切さや必要性について

日本の福祉を支えるさわやか福祉財団 理事長が
地域福祉活動に光を当てる！

草津市の未来を語る

熱い思いをコラボ



第2講座目 「福祉事業所と学生ボランティアの目指す先
～私たちは今、福祉の種をまいていく必要がある～」

2月5日(木) 14:30～16:30 (受付14:00～)

コーディネーター：武庫川女子大学 心理・社会福祉学部 社会福祉学科 教授 松端 克文さん

パネリスト：特養 えんゆうの郷 施設長 吉久 洋平さん

特養 やわらぎ苑 施設長 小山 大介さん

滋賀県立むれやま荘 所長 北川 弘さん

学生ボランティア 3人

参加費：無料



実践の場

第1・2講座を受講した方のみ参加可能！！

学生ボランティアと一緒にボランティアマルシェイベント運営

ボランティアに踏み出してみませんか ※令和8年6月13日予定

詳細は第2講座目にてチラシを配布予定



場所：キラリエ草津6階大会議室(草津大路2丁目1-35)

申込締切：令和7年9月16日(火)まで

※単発での申込可能。第2講座目のみの申込は、令和8年1月23日(金)まで

申込みはこちらから

主催：(福)草津市社会福祉協議会 後援：草津市

申込・詳細は裏面をご覧ください。



第1回福祉講座詳細ならびに申込書



会 場 : 草津市立市民総合交流センター キラリエ草津 6階大会議室(大路2丁目1番35号)
 駐 車 場 : 駐車場の数に限りがありますので、**できるだけ公共交通機関をご利用ください。**
 車でお越しの場合、キラリエの駐車場が満車の場合は、**草津駅前地下駐車場**をご利用ください。
福祉講座の受付にて駐車処理券をお渡しいたします。(数に限りあり)
 対 象 : 地域で福祉活動をしたいと思っている方など、どなたでも
 定 員 : 先着200人
 ・先着順ですが、2講座すべてを受講できる方を優先します。
 ・単発での申込は、各講座定員に達していなければ随時受け付けます。
 受 講 料 : 無料
 申 込 受 付 : 令和7年9月16日(火)まで ※第2講座のみの申込は令和8年1月23日(金)まで

◎下記に必要事項をご記入の上、草津市社会福祉協議会へ提出ください。

ふりがな 名 前				所属団体 (あれば)	
住所	〒			電話番号	
希望講座 (あてはまる方の 番号に○)	1. 2講座全て 2. 単発 ()講座目				
受講配慮 (第1講座目 のみ手話対応)	必要	不要	その他必要な配慮() ※可能な範囲で対応させていただきます。		

【申し込み先】

社会福祉法人 草津市社会福祉協議会

〒525-0032 草津市大路2丁目1番35号

キラリエ草津4階

電話:077-562-0084 FAX:077-566-0377

※ご記入いただいた氏名、電話番号などの個人情報は、本講座の受講に関する事務処理目的(参加者名簿作成や連絡等)の他、本協議会の講座案内等に使用させていただきます。

また、受講中の様子を、本協議会の広報紙やホームページに掲載させていただきますので、あらかじめご了承ください。



男性も女性も、生理がある人もない人も、みんなに聞いてほしい!!

あなたの隣の 「声にならない課題」 ～生理について知る・支える～

参加無料
当日参加可能

令和7年

10/7(火)

13:30～15:30(受付13:00～)

会場

草津市立市民総合交流センター
キラリエ草津 6階大会議室
(草津駅東口より徒歩5分)

対象

関心のある方ならどなたでも

定員

100名(先着順)



講師 杉山 伸子 さん

由良産婦人科小児科医院 産婦人科医
Mimosa 代表・
みんなの保健室～にじラボ～代表

内容

あなたは「生理」について正しく説明できますか？

なんとなくは知っていても、正確な知識は意外と知らないことが多いかもしれません。生理は女性特有の現象ですが、生理にまつわる問題は決して女性だけのものではありません。

産婦人科医でありながら、女性や子どもの支援に携わっておられる先生に、生理の貧困の現状や今更聞けない生理の基礎知識などについてお話いただきます。

皆さんの身近なパートナー、仕事仲間、子ども、お孫さん等のために、生理にまつわる諸問題について、一人一人が正しく理解し、女性や子どもが抱える不安について向き合い支援できるように、共に学びを深めませんか。

「生理」を知ることから支援をはじめてみませんか？

令和7年度 チューリップ事業(つながりサポート事業) 研修会参加申込書

ふりがな			
氏 名			
住 所	〒		
TEL・FAX メール		所 属	※所属団体等あればご記入ください。
備 考			

参加申込締切: 令和7年9月26日(金)

※参加希望者は氏名等を記入し、メール・電話・FAX・窓口でお申し込みください。

※事前申込で定員に満たない場合は、当日参加可能です。

会場地図



チューリップ事業
イメージキャラクター
チュウちゃん&リップちゃん

<駐車場について>

お車でお越しの際は、キラリエの駐車場が満車の場合、**草津駅前地下駐車場**をご利用ください。

チューリップ事業(つながりサポート事業) 研修会の受付にて駐車処理券をお渡しいたします。

※駐車場には限りがございますので、可能な限り公共交通機関のご利用にご協力ください。

【申込・問合せ先】 草津市社会福祉協議会（平日 8時30分～17時15分）

〒525-0032 草津市大路2丁目1番35号 キラリエ草津4階

TEL:077-562-0084 FAX:077-566-0377 メール:info@kusa-shakyo.or.jp

びわこ・くさつ健康フェスタ

BKC ウェルカムデー

—BKC Well-being Campus Day—

みんなが楽しい、ウェルビーイングを体感する1日

BKCウェルカムデー内実施

発達障がい児の母に学ぶ

子育て家庭 の防災

2025. **10.11** SAT

🕒 10:00-15:00

立命館大学びわこ・くさつキャンパス

参加費
無料

「もしも」のとき、安心できる環境を。
障がいのある子どもたちのために、
私たちができること。

主催：



社会福祉法人 ご縁会

2025

10.11 SAT
10:00-15:00

びわこ・くさつ健康フェスタ

BKC ウェルカムデー
-BKC Well-being Campus Day-

みんなが集い、ウェルビーイングを体感する1日

<開催場所>

立命館大学
びわこ・くさつキャンパス
〒525-0058
草津市野路東1丁目1-1

詳細はこちら→



研修会

発達障がい児の母に学ぶ
子育て家庭の防災会場:エポック立命21
エポックホール
時間:10:00~11:30

障害特性や災害時の影響を具体例と共に学び、全員が自分ごととして捉えられることを目指した、実践的かつ参加型の研修です。学んだ内容を現場で生かせるよう、気づきや意見の共有にも重点を置いています。

講師プロフィール

一般社団法人
チャレンジD LIFE代表 畠中 直美先生

3兄弟、13才(自閉・知的)、8才、5才の子育て真っ最中。キャリアコンサルタント、ダイバーシティコミュニケーターとして、企業・官公庁での研修講師、コンサルティングを全国で行う。また、我が子の障害をきっかけにチャレンジD LIFEを設立し「発達障がいの目線で、みんなの生きやすさを叶える。」を理念に活動。企業と企業、企業と学校をつなぐ様々なプロジェクトの立ち上げに関わるとともに、2024年1月~3月放送の日本テレビドラマ『厨房のありす』に取材協力という形で関わるなど、多岐に渡り活動中。

ご予約はこちら /

こちらの研修は予約制です
【先着10名様の特典スペース有】

【本研修は、地域連携研修助成事業(法人主催型)として清水基金の助成を受けて実施しています。】



出展ブース

出展ブース85 A・B・C

BKCウェルカムデー内にて、さまざまなブースを出展しております。ぜひお立ち寄りください。



車イス体験

車イスを実際に操作して段差や坂道を通ります。車イスユーザの視点を知り、思いやりとバリアフリーの重要性を学びます。(無料)



美味しいお店

ヘルシーなおからを使ったサーターアンダギーとわかたけ食パンを使ったホットサンド(あんバター・ピザ)、可愛い雑貨やミニ鑑賞植物などを販売します。



たいせつなものの展

「たいせつなものの展」は、親子の写真や絵本原画を通じ、防災や自分にとって守りたい大切なものを考える展示イベントです。

主催:



社会福祉法人 ご縁会

共催: 社会福祉共同体 Five HD

後援: 滋賀県/滋賀県教育委員会/草津市/草津市教育委員会



だれかの“SOS”に 気づける力が、あなたにも

～ こころの不調のサインや悩んでいる人への接し方について学ぼう ～

日時 **10月8日（水）** 14時00分～16時00分（13時半～受付）

場所

【会場】草津市役所 2階特大会議室
【オンライン】※ZOOMアプリを使用します
招待メールを開催数日前にお送りします

缶バッジ
プレゼント

講師



NPO法人ゲートキーパー支援センター
理事長 竹内 志津香 さん



内容

講義・ロールプレイ・グループワーク

申込

【電子申請】 二次元コードから
必要事項を入力のうえ申込み



申込はこちら

【その他】 FAX・Eメール・電話等で申込み

※ 託児希望・手話通訳希望の方は、9月24日（水）までにお申込みください

— ゲートキーパーの役割とは —

特別な資格は必要ありません

変化に
気づく

じっくりと
耳を傾ける

支援先に
つなげる

温かく
見守る

詳しくはこちら



草津市
公式YouTube

お申込み・お問合せ

草津市健康増進課 ☎525-8588 草津市草津三丁目13-30

TEL : 077-561-2323 FAX : 077-561-0180
メール : kenko@city.kusatsu.lg.jp



Eメールへ



いのち
支える

主催 草津市健康増進課 共催 草津市男女共同参画センター



草津市ゲートキーパー養成研修参加申込書

枠内に記入のうえ、FAX・Eメール・電話等でお申込みください。
申込書は、市ホームページからダウンロードできます。

氏名(代表者名)	ふりがな ()	参加人数	人
参加方法	会 場 ・ オンライン		
オンラインの方	ロールプレイやグループワークについて 参加 ・ 不参加 ※参加いただく場合は、講師からの問いかけがある場合もありますので、 対応いただけるよう、ビデオをオンにしてください。		
連絡先	TEL () — メール ※ オンラインでの参加希望の場合は、 必ず【メールアドレス】をご記入ください		
託児希望	あり / なし	手話通訳	あり / なし
参加のきっかけ	ポスター・ちらし(どこで見ましたか:)・広報・ 市ホームページ・SNS(LINE等)・人に勧められた・Sigfy・ その他()		
所属団体・機関 (あれば)	個人 ・ 行政機関 ・ 教育 ・ 子育て支援 地域福祉 ・ 町内会 ・ 医療 ・ 企業 その他()		
備考	受講する理由など、ご自由に記載ください。		

ひとりで悩んでいませんか？誰かに相談してみましょう

悩みを持つ人も、悩みを相談された人も、ひとりで抱えこまず誰かに相談しましょう。市では、各種相談窓口を一覧にしたリーフレットを作成しています。市役所や、地域まちづくりセンター、医療機関などで配布しています。市のホームページからもご覧いただけます。



草津市 ひとりで悩んでいませんか

